

Title	本邦経済資料解説 (三) : テクスト第六, 七章
Sub Title	Supplementary data of Japanese economy with some introductory remarks (3)
Author	村井, 俊雄 古田, 精司
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1957
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.50, No.8 (1957. 8) ,p.734(62)- 747(75)
JaLC DOI	10.14991/001.19570801-0062
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19570801-0062

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

本邦経済資料解説(三)

テキスト第六、七章

資料

村井俊雄
古田精司

一、国家財政制度・経費

第六章と第七章では、増大してゆく政府活動の経済的役割が主題となっている。第六章では主として合衆国の政府活動の経費面とその調達方法が明らかにされ、第七章では課税面と地方財政が仔細に扱われている。そこで、ここではこれらの観点から日本財政に資料を求め、できるだけテキストと平行して説明を加え、テキスト理解の一助としたい。

第一図で問題となるのは政府支出の間断なき増大であるが、わが国においても明治維新の完遂以来、国家権力の確立、財政機構の整備と共に、財政規模も逐次拡大されるに到った。それを国民所得との比率でみると、国民所得も増加傾向をみせているが政府支出の増

加には及ばず、両者の比率も大体に増加の傾向が窺われる。そして第二次大戦後は両者の比率は低下する段階に到るが、戦後は戦前のような巨額の軍事費や外地経営費等がなくなったことを考えあわせると、むしろ両者の比率は実質的には増大しているともいえる。ところで、もし我々がこれらの問題についてわが国と合衆国を比較しようとするならば、総体として表わされた両国の国民所得額、さらにその政府支出額を検討する必要がある。国民所得についてはその算定基準も推定方式も異なっているし、それがまた普通である。これについては後に(第十章で)詳述せられるためここで置くとして、政府支出額についてはまず両国の財政制度との関連において考えらるべきである。

たとえば、わが国でも合衆国でも、政府支出は一般会計と特別会

計とに分けられているが、第一図に表わされたそれぞれの政府支出はわが国の場合は一般会計支出だけであり、合衆国のは一般会計支出と特別会計支出との合計額である。容易にわかることであるが、少なくともわが国政府支出の歴史を考える場合、特別会計支出を除くことは穏当でないといわざるをえない。例をもって示すと、わが国の特別会計支出は明治三十九年で大体一般会計支出と見合い、その後ますます一般会計を上回り、昭和九年、一一年、一七年にはそれぞれ二倍、三倍、四倍以上も上回り、戦後においても二倍ないし三倍も上回っている有様である。このような巨額な特別会計を除

外して、国民所得と一般会計支出との比率だけをみることにどの程度意義があるか疑問である。ことに国家財政により、国庫から民間にいかほどの財政資金が流れたか——財政資金の対民間収支——を尋ねる場合、その欠陥が痛感されよう。

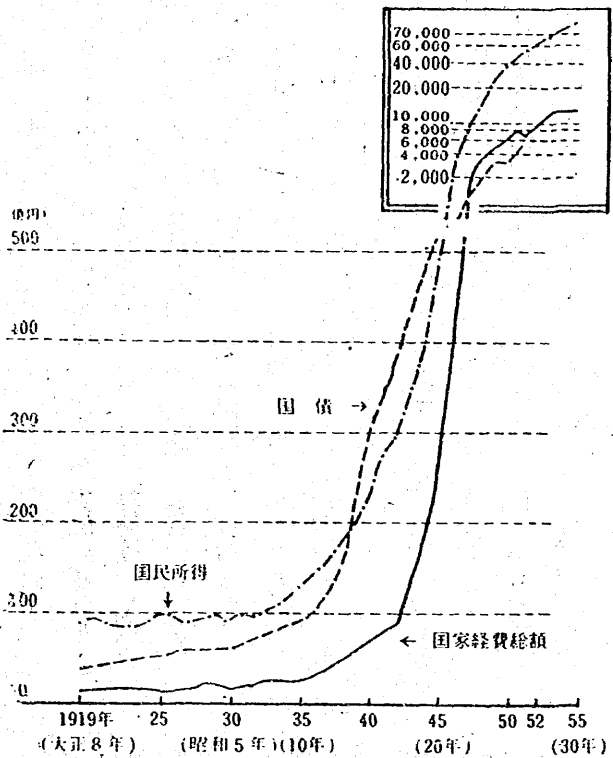
そうだとすれば当然、一般会計と特別会計との純計で考えなければならぬし、また政府支出を広義にとらえ、地方支出も考慮に入れた純計で考えるべきである。従ってわが国の政府支出においては、一般会計と各特別会計支出間および各特別会計支出相互間、国家財政支出と地方財政支出間および各地方財政支出間に幾多の重

複計算が存在することが想像できる。実際そのために、歳計面における政府支出総額によっては、財政支出の真相を把握することができなくなっている。そこで場合によっては、それらの重複関係を明らかにしその重複せるものを控除して、公共経済体が一一年間に純粋に支出した貨幣額、すなわちいわゆる純計額を算出する必要があるとされる。

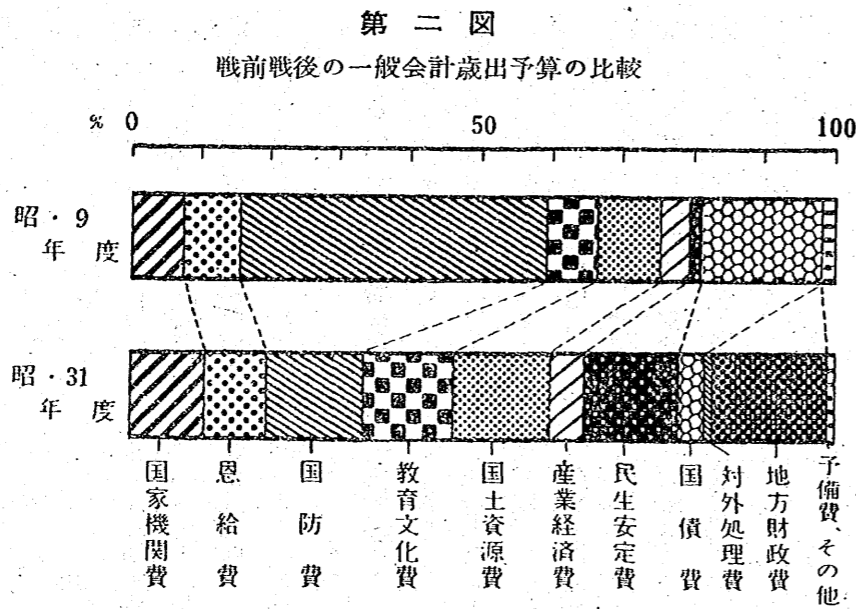
ここではそのような問題に深入りすることを避けられ、実をいうと、純計としてとらえた予算の収支がそのまま財政資金の対民間収支として現われてくることにはならない、という今一つの問題がある。それにはいくつかの理由があるが、主なものを挙げると、(1)予算には出納整理期間の収支まで含ま

第一図
国債、国民所得、国家経費(一般会計)
の趨勢、1919年より1955年

本邦経済資料解説(三)



資料：経済審議庁調査部国民所得課編「日本経済と国民所得」、山田雄三編「日本国民所得推計資料」、高橋長太郎著「国民所得」、「財政金融統計月報」第35号



資料：「図説日本の財政」昭和31年度版

と国債費の比重の違いがまず眼につく。ところで予算の内容を比較してみれば、わが国と合衆国の財政の特色なり性格をはっきりさせることができるが、ただ予算はその国

れると共に翌年度へ繰り越される分もでてくるが、財政収支は予算の年度区分にかかわらず四月から翌年三月までの実際の収支をとらなくてはならない。(2)特別会計のうちでも外国為替資金や資金運用部資金の受払、また政府関係機関である公庫や銀行の金融事業そのものの収支は予算にあらわれないが、財政収支には含まれる。(3)先に説明した予算の純計は政府内部の重複分を差引いただけであるが、財政収支はさらに政府と日本銀行との間の資金の出入り(例えば日銀による公債の引受など)も除かれている。いずれにしても、ここではわが国と合衆国との予算ないしは財政収支を比較する際に制約となる種々の条件の一端を指摘したにすぎないが、予算の内容を個別に比較する際にもっと複雑かつ困難な問題の生ずることは申すまでもない。それらについては、専門課程に進んでからあらためて学ばれることとなるであろう。

国家財政と地方財政の経費の趨勢は第一表の物語るとおりであるとすれば、次に問題となるのは国家財政の経費の構成である。第二表は、わが国の昭和三十一年度一般会計歳出予算を経費の目的とするところに従って、十一項目に分類したものである。テキストに述べられているように、合衆国の一九五六年度予算は五五年七月に始まり五六年六月に終る。ところがわが国の会計年度は、昭和三十一年度ならば三十一年四月に始まり三十二年三月に終る。

両者の差異を一応念頭において、わが国と合衆国の予算案を一瞥してみると、特に顕著な相違として両予算案に占める国防費

の政治や経済の事情をそのまま反映するものであるから、軽々しく比較することは許されない。そこで一転して、わが国の政府支出の構成内容の変遷を、戦前と戦後にわかれて検討してみることにより。

第二図は戦前の昭和九年度一般会計歳出(決算額)と三十一年度の一般会計歳出予算とを、第一表のように目的別に分類したものである。戦前の予算構成をみると、テキストにある合衆国のそれとほぼ類似した様相を示していることがわかる。国防費の比重はきわめて大きく、総予算の中の四四%を占めている。また国債費の占める割合もこれに次いで大きく、国防費と国債費の合計は歳出総額のほぼ六割に達している。これに対して、いわゆる教育文化費や民生安定費の割合は比較的小さく、とくに民生安定費にいたっては二%にも満たない。合衆国の場合、社会保障関係費が六%であって割合に少ないが、これはこの面での州政府のはたきの大いことのほか、一般に生活水準が高く保険制度の発達していることも考えあわせる必要がある。わが国の場合はむしろ準戦体制のもとにおいて、ますます増大する軍事費のためにそれらの経費がまさに切りつめられてゆく過程を想起すればたりのであろう。

第二次大戦を経て、わが国の政治経済事情が一変すると共に、政府支出の構成も著しく変わった。しかし軍隊の消滅は軍事費の消滅を直ちにもたらすことにはならず、占領軍の経費をまかなう終戦処理費によって置きかえられた。ただ国債費は敗戦国のならいとして、

第二表 昭和31年度の一般会計歳出予算

(目的別分類, 単位: 億円)

項目	金額	比率(%)
1. 国防費	1,431	13.8
2. 恩給費	911	8.8
3. 国債費	385	3.7
4. 対外処理費	101	1.0
5. 産業経済費	520	5.0
6. 国土資源費	1,417	13.7
7. 民生安定費	1,388	13.4
8. 教育文化費	1,302	12.6
9. 国家機関費	1,123	10.9
10. 地方財政費	1,677	16.2
11. その他	94	0.9
総額	10,349	100

資料：財政調査会編「国の予算、昭和31年度」および、大蔵省編集「財政金融統計月報」第63号。

第一表 国家経費(一般会計歳出)、都道府県経費、市町村経費の趨勢

(単位: 百万円)

年度	国家経費	都道府県経費	市町村経費
昭和20	21,496	2,858	2,154
21	115,207	—	—
22	205,841	58,644	34,823
23	461,974	149,433	106,909
24	699,448	231,558	159,934
25	633,294	292,256	230,307
26	749,837	381,430	287,242
27	873,942	483,747	358,297
28	1,017,164	622,111	447,640
29	1,040,761	693,965	476,278
30	1,018,169	702,054	474,143

資料：「財政金融統計月報」第35号および第73号、「昭和30年度地方財政概要」

戦後の激しいインフレーションの影響をうけて激減するに到った。これらに代って総予算のうちで大きな比重を占めるようになったのは、産業経済費や国土資源費のように戦後の経済を再建し荒廃した国土を復旧するための経費であり、さらには地方行政制度の改革に伴って増大した地方財政費である。それとともに戦後の社会不安と混乱の強圧を経て、国民の福祉や社会保障を整備・拡充しようとする動きが盛んとなり、これに應ずる経費——民生安定費——が急激に増加することとなった。その後、昭和二十七年四月にわが国が独立してからは、終戦処理費に代って自衛力漸増のための防衛費が次第に大きくなっていったことは人々のよく知るところである。

戦後の予算項目のそれぞれを戦前と比較してみると、先に述べたように、国防費が四四%から一四%へ、国債費が一七%から四%へと減った代りに、国土資源費や産業経済費や国家機関費などはいずれも予算に占めるその割合が大きくなっている。とりわけ民生安定費は二%から一三%へ、教育文化費は七%から一三%へと著しく増大している。これらと並んで地方財政費が飛躍的に増大したことも、今一つの著しい特色である。この事實は、昭和九年度は地方財政調整制度がまだ確立していなかったため、国の負担も微々たるものであったのに、戦後地方自治制度の改革により、地方公共体の経費のうち国の負担する部分が必然的に増加したことから説明される。

このように戦後は戦前に比べ、国土資源費・産業経済費・民生安

たとえば特別会計の一つである食糧管理特別会計では、政府が米麦を売ることによってうる代金が収入となるのであり、また政府機関の一つである日本国有鉄道では乗車賃なり運送代が収入となるわけであるが、これらはどれも民間の企業が収入をあげる場合とその方法においてさほど異なるものではない。

ところが一般会計においては、収入の大部分が租税収入に依存しており、その性質は米麦の売上代金や乗車賃とは全く異なるものである。しかも前節で説明したように、一般会計は国家財政活動の中心であって、国のおもな仕事は一般会計収入の裏づけがあつてはじめて支障なく行われる。もちろん一般会計収入のうちには租税およ

第三表 昭和 31 年度予算租税収入の内訳
(単位：億円)

1. 所得税	2,623
2. 相続税	57
3. 法人税	2,191
4. 再評価税	36
5. 酒税	1,650
6. 砂糖消費税	531
7. 揮発油税	307
8. 物品税	287
9. 通行税	23
10. 関税	318
11. その他	11
12. 印紙収入	233
13. 専売納付金	1,127
	9,394

資料：「財政金融統計月報」第 63 号および「国の予算、昭和 31 年度」

本邦経済資料解説 (三)

定費等の予算に占める比重が高まり、そのうちでも民生安定費が重要性をもつようになったことがわかる。これらは常識的にいえば、資本主義経済の発展とともに、どの国でも一方では自国の産業を保護し、その生産力を高めて外国との競争に備えるとともに、他方では増大する労働者をはじめ国民一般の生活を保全し、その水準を向上させるための仕事が大切になったことを反映するものであろう。またわが国のように災害が多く国内の資源の乏しいところでは、国土を保全し資源を開発する仕事が必要となったことを裏書きするものである。いずれにしても戦前・戦後の予算構成の差異は図に示すとおりである。それらの意義についての立ち入った説明は、同じく専門講義において学ばれることであらう。

二、国家財政制度・国税制度と地方財政

(イ) 国税制度

第七章のはじめに掲げられた「連邦政府租税収入予算」表と対比せしめて、ここではわが国の「昭和三一年度予算租税収入」の内訳を第三表に挙げておいた。

これらの説明に入る前に、わが国の予算のしくみを収入面から一応理解しておく必要がある。わが国の財政活動は普通には、一般会計と特別会計、それに政府関係機関の三つにわけて考えられているが、実際にこれを収入の性質からみると、一般会計とあとの二つの場合とでは明らかな相違がみられる。

び専売納付金のほかに、官業益金および官業収入、政府資産収入、雑収入、前年度剰余金受入、それに公債・借入金収入等の項目があるが、国の収入の中心は戦前戦後を通じて租税収入にあるといつてよい。

わが国予算のうちに占める租税収入の位置を知ったので、次に租税収入の内訳を個別的にみたらうで、わが国の租税負担について考えてみよう。

個人所得税は、合衆国では税収の半ばを占め他の税種をはるかに引き離して第一位にあるが、わが国でも二七%あまりを占め第一位にある。かつてはわが国においても、昭和二四年度の約四四%のように、税収総額中に占める所得税の割合の高かった時期もあったが、以降比率は大幅に低下している。しかしそれでもなお戦前九一一年度の一一%と比較すれば、所得税の税収総額中に占める割合は二倍半くらいになっているわけである。

合衆国の場合と同じように、法人税も第二位となっている。これは会社やその他法人の所得にかかるものであり、税収総額の約二三%を占めているが、戦前の約八%に比べるとその割合はやはり三倍近くにふえている。

酒税は税収総額の二七%あまりを占め第三位にあるが、これは戦前とほぼ変らぬ割合である。第四位の専売益金は主として煙草の税金からなるものであるが、その収入は同じく一二%近くを占め、戦前の一六・五%に比べるとその割合はかなり減少している。

租税収入の内訳はわかったとして、それではわが国の税金は一体どのくらい重いのであろうか。国民一人当りの平均租税負担額をみると、戦前の九一一年度には国税と地方税とを合わせて総額二七〇円を負担していた。それが戦後になると、二三年は一人当り二、六九〇円と百倍近くに増加し、三一年度予算では一五、〇七〇円と実に五〇〇倍以上に増加している。戦後はインフレによって物価も上がっているから、インフレの影響を除いて考えねばならないが、それでも三一年度予算の一人当りの平均租税負担額は戦前の一・八倍となっている。

しかしこれは一人当りの平均租税負担額の変化を示すものであって、必ずしもそのまま税金の重さを示すものとはいえない。つまり租税負担額がふえても所得がそれ以上にふえているならば、租税負担はかえって軽くなっているとみることが出来る。だから実際に租税負担の程度をみる際には、国民所得に対する租税の割合をもってあらわすのが普通である。

そこで戦前と戦後について、国民所得に対する租税負担率をみると、戦前の約一三%に対し三一年度では一九・五%となっており、また租税負担の重いことがわかる。

次に一九五四年度について、わが国と合衆国の租税負担率(国税のみ)を比較してみると、わが国が一五・三%であるのに対し、合衆国は二〇・三%となっている。この割合だけをみると、わが国の租税負担は合衆国に比較して軽いようにみえる。しかしわが国の

第四表 勤労所得者(夫婦)の所得階層別
所得税負担の比較(わが国と合衆国)

給与の金額	わが国所得税額		合衆国所得税額	
	円	%	ドル	%
108,000円 300ドル	—	—	—	—
216,000円 600ドル	12,200	(5.6)	—	—
432,000円 1,200ドル	72,600	(16.8)	—	—
864,000円 2,400ドル	253,105	(29.3)	192	(8.0)
1,296,000円 3,600ドル	454,165	(35.0)	408	(11.3)
2,160,000円 6,000ドル	889,874	(41.2)	844	(14.1)
3,600,000円 10,000ドル	1,706,500	(47.4)	1,636	(16.4)
7,200,000円 20,000ドル	3,968,750	(55.1)	4,532	(22.7)
18,000,000円 50,000ドル	10,988,750	(61.0)	19,002	(38.0)
36,000,000円 100,000ドル	22,688,750	(63.0)	52,056	(52.1)
72,000,000円 200,000ドル	46,088,750	(64.0)	132,726	(66.4)

資料：「財政金融統計月報」第49号、なお、
合衆国所得税額は夫婦が共同申告したものと
して計算されている。

経済費・民生安定費の増大がそれを示すものであろう。さらに戦後は租税収入全体の中で、所得税の比重が著しく重くなっており、税金苛重の声が主として所得税に集中していることも考えあわせる必要がある。というのは、源泉徴収のように一旦所得として手にしたのから差引かれるときの苦痛は、間接税のように価格にこめられて徴収される場合とは異なるものがあるからである。

加えて戦後は、低所得階層の納める税金が所得税の中心となっており、このことは、戦前ならば税金を免除されていた人々が、現在ではかなりの税金を収めていることを意味している。たとえば昭和一〇年度でいえば、年所得一〇〇円未満ならば所得税を免除されていたが、三一年度では当時の一二〇〇円にほぼ相当する年所得四〇万円の人

(四) 地方財政

は、扶養家族三人の勤労者の場合ですら三万七三〇円の所得税を納めることになる。大衆の所得税負担の実感度は、このような課税最低限の引下げとも照応するものであることがわかるであろう。

テキストでは、連邦租税制度を論じた後で、州および地方政府の経費と租税の問題を扱っている。はじめに合衆国の州および地方の経費目的別分類図と州の経費表が掲げられてあるので、ここでは第三図と第五表にそれらに見合うわが国の資料をあげておいた。

わが国の地方財政の現状を知るには、ここでは詳述できないがそ

民所得水準は合衆国に比べると比較にならないほど低いのであるから、異なった国の間の租税負担を比較する際には、国民所得に対する租税負担の割合だけで簡単に税金が重いか軽いかというのは危険である。わが国のように国民所得の低い国では、たとえその割合が小さくても実質的な租税負担はかえって重いものとなりうることは容易に理解できよう。たとえば、一九五四年度についてわが国と合衆国の一人当りの国税を支払った後の手取額(一人当りの税引き国民所得)を調べてみると、わが国の五八、五七五円に対し、合衆国はその九倍に当る一、四七一ドルであって格段の差を示している。ともあれここでは、租税負担の国際比較には租税負担率の比較というより単純な尺度だけで測りうるものではないことに留意して欲しい。

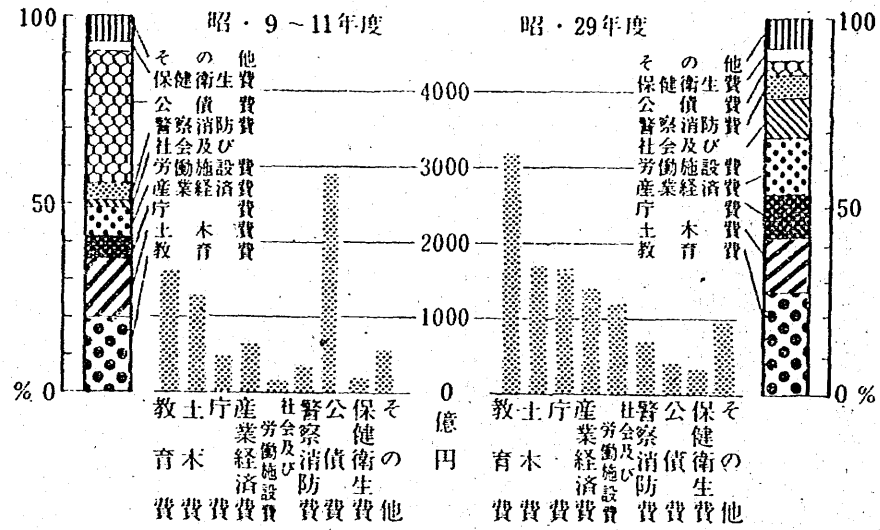
この注意は、第四表のように一年間の所得が同じで、しかも、その人の家族構成も同じである場合の所得税の負担を比較すると、もっと明瞭になるであろう。

年所得千二百ドルの夫婦者(わが国でいうと月給三万六千円(月給取)を例にとると、合衆国では税金はかからないが、わが国では所得の一六・八%(年七万二千六百円)の所得税を納めることになっている。また年所得二千四百ドルでは、合衆国の場合は僅かに所得の八%である一九二ドルの所得税を納めるのに対し、わが国では二九・三%である二万五三〇五円を納めなければならない。

これまでみてきたところから、戦後のわが国の租税負担は、戦前

の歴史的背景について、ある程度の理解をもつことが望ましい。
わが国の地方団体は明治二十二年の市町村制、二三年の府県制の実
施から一応近代的形態をとるが、しかしそれは国の下級行政機関た

第三図 戦前と比較した地方団体歳出



[注] 戦前の金額は物価変動を調整したもの。
資料：「図説日本の財政」昭和31年度版

第五表 都道府県の歳出(使途別)構成

区分	(29年度決算)		区分	(29年度決算)	
	決算額(億円)	構成比(%)		決算額(億円)	構成比(%)
都道府県庁費	584	8.6	役所(役場)費	949	19.1
警察消防費	411	6.1	警察消防費	311	6.3
土木費	1,169	17.3	土木費	549	11.1
教育費	2,186	32.3	教育費	1,021	20.7
社会および労働費	591	8.7	社会および労働費	639	13.1
保健衛生費	164	2.4	保健衛生費	184	3.7
産業経済費	1,062	15.7	産業経済費	389	7.9
公債費	227	3.4	公債費	184	3.7
諸支出金	168	2.5	諸支出金	257	5.2
その他	212	3.0	その他	451	9.2
合計	6,774	100	合計	4,928	100

資料：「国の予算，昭和31年度」

る色彩が濃く、またその自治制なるものも外見的なものにすぎなかつた。したがって、国から委任される義務的な行政のために支出を切りつめることも難しく、他方収入も主として地租・営業税・家屋税などの国税の附加税によつたため、国の方針に左右され充分な財源を確保することが困難であった。

このような事情は、第一次大戦を境にして日本資本主義経済が不況の段階に立ち到ると、都市の住宅問題、保健衛生、失業救済などが大きな社会問題としてあらわれ一層困難な様相を呈してきた。つまりこれらの問題はいづれも全国的な性格をもつもので、その解決を地方団体のそれぞれの自由な意志にまかせておくことはできなくなつた。そこで行政内容を一定水準に保つ必要が生まれると、そこからのおのづから国の方針が一層強力に地方財政を動かすこととなつた。

経済の発達が個人の間には貧富の差をつくり出すのと同じように、同じ地方団体の間でも都市の多い地方と農村の多い地方とではだいに経済力の不均衡が生まれ、貧乏な地方団体は過重な税負担に苦しむようになる。昭和四年以降の農村不況からこの問題はいよいよ重大となり、ここに地方財政調整制度が設けられた。昭和十一年の臨時町村財政補給金規則の公布がそれである。その後この問題に因應するため、昭和十五年に地方分与税制度という新たな調整制度が設けられて、地方財政の財源調整に重要な役割を果たした。ところが戦後、わが国の地方財政がかつて経験したことのない変

本邦経済資料解説 (三)

革がおとずれた。新憲法第八章に地方自治の規定が設けられ、民主的な地方分権制度への移行が企図された。さらに、昭和二五年にはシャウプ使節団の税制改正の勧告に基づき、地方団体の強力な拡大、そのための地方団体の財政的基礎の一層の強化が図られた。
シャウプ勧告が指摘した地方財政の問題点は次の諸点である。(1) 市町村・都道府県と、中央政府の間の職分の区分および責任の分担が、不必要に複雑であり重複している。(2) この三段階の統治機関の間の地方税の財源の配分が不適當であり、また中央政府による地方財源の統制が過大である。(3) 地方団体の財源が本質的な地方経費を充たすに不充足である。(4) 国庫補助金・交付金が勝手に決定されることがしばしばある。総括的にいって、中央政府が地方公共団体に對して細かい点まで過大な統制を加えている。(5) 地方団体の起債能力があまりに嚴重に制限されているという諸点である。
そのため地方自治制度自体に大きな改革が加えられ、現在のごとき地方財政制度の確立にいたつたのだが、その実情は依然として楽にはならなかつた。かえって地方財政の危機を叫ぶ声は後を断たず、地方財政は底のない泥沼のようなものだとさえいわれた。
その原因を尋ねれば、第三図が示すように、六・三制の教育制度の実施や自治体警察の維持、あるいは社会保障の拡大などで、地方団体の行政活動範囲が拡大したためともいえる。さらにこれに伴う機構の膨脹と人員の増加が一層の支出増加の原因となつていたに違いない。しかし地方財政の収入面にも若干の問題が残されている。

七一(七四三)

七〇(七四二)

第六表 地方税の税目別収入額とその割合
昭和 29 年度見込額

道府県税			市町村税		
区 分	税 額	比 率	区 分	税 額	比 率
道府県民税	17,432	12%	市町村民税	72,279	35%
事業税	81,691	57%	固定資産税	92,404	44%
不動産取得税	3,938	3%	自転車荷車税	3,586	2%
道府県たばこ税	9,224	6%	市町村たばこ税	18,450	9%
消費場税	4,634	3%	電気ガス税	17,570	8%
娯楽施設利用税	2,132	2%	飲産税	1,746	1%
遊興飲食税	16,941	12%	木材取引税	1,329	1%
自動車税	7,602	5%	入場税	300	—
飲区税	454	—	法定外普通税	—	—
狩猟者税	315	—	目的税	878	—
法定外普通税	—	—	旧法による税収入	—	—
目的税	286	—	小計 (C)	208,542	100%
旧法による税収入	—	—	揮発油譲与税	284	—
小計 (A)	144,649	100%	合計 (D)	208,826	—
譲与税	—	—	総計	—	—
入場譲与税	15,550	—	(A) + (C)	353,191	—
揮発油譲与税	7,638	—	(B) + (D)	376,663	—
合計 (B)	167,837	—			

資料：自治庁編「地方税の現状分析」昭和 30 年 12 月

つまり、地方収入の構造が地方支出の要請に対して弾力的であり、適応性と安定性をもっていただければ、いところの地方財政の危機は免れえたに違いない。

地方財政の収入の構成を二九年度決算によって概観してみる。第七表(イ)に示すとおり、都道府県の収入総額六、七〇八億円のうち最もその割合が大きいのは、国庫支出金の三五%であって、都道府県税の二五%、地方交付税の二二・九%がこれについている。第七表(ロ)に示すとおり、市町村(五大市を含む)の収入総額四、七二八億円に於いては、市町村税の四二・四%を筆頭に、国庫支出金の二四・九%、地方交付税の八・五%の順となっている。地方債は都道府県、市町村ともにほぼ同じ割合を占めており、都道府県においては八・四%、市町村においては八・一%となっている。

地方税制は、国の税制特に所得税にみられるように累進度の高い応能負担のものよりも、むしろ累進度は低くてもできるだけ多数の者に負担を課する応益負担のものによって構成されている。地方団体の支出内容が、その住民のほとんどすべての者の生活と密接に関連しているというそ

第七表 (イ) 都道府県の歳入構成
(29 年度決算)

区 分	決 算 額 (億円)	構 成 比 (%)
道府県税	1,675	25.0
地方譲与税	231	3.4
地方交付税金	862	12.9
国庫支出金	2,346	35.0
使用料および料金	225	3.4
雑収入	399	5.9
繰越方債	151	2.3
その他	563	8.4
合計	6,708	100

第七表 (ロ) 市町村の歳入構成
(29 年度決算)

区 分	決 算 額 (億円)	構 成 比 (%)
市町村税	2,004	42.4
地方交付税	401	8.5
国庫支出金	705	14.9
都道府県支出金	160	3.4
使用料および料金	144	3.1
雑収入	266	5.6
財産収入	224	4.7
寄附金	115	2.4
繰越方債	100	2.1
その他	175	3.7
合計	4,728	100

資料：「国の予算、昭和 31 年度」

ところが、これらに使用料、手数料などの雑収入を合せても、全収入の五割にも満たない。残り半は国の補助金や国がいつたん徴集して地方に配分する地方交付税や地方譲与税、あるいは国の資金運用部や民間からの借金(地方債)によってまかなわれている。なかでも国

の性格が、地方税制の総合的な逆進性を特徴づけているとも考えられる。この特徴は、テキストで述べられた合衆国の地方税制を構成する主要租税のもつそれと相通するものがある。

わが国地方税制を構成する法定租税(第六表参照)を細かにみると、三十種近くほのぼの。ここではおのおのについて詳述するゆとりはないが、独立税としては、府県においては事業税、府県民税、遊興飲食税が中心で税収の八割を占め、市町村で固定資産税と市町村民税によって同じく八割を占められている。このほか地方税法で定められた普通税には、不動産取得税、自動車税、飲区税、府県たばこ消費税(以上府県)、自転車荷車税、電気ガス税、市町村たばこ消費税(以上市町村)などいくつもの種類がある。

本邦経済資料解説 (三)

の場合(一般会計)は昭和二二年度かきりて公債収入に依存しなくなったのに、地方財政では収入の一割近くも地方債に求めており、しかも年々増加の傾向があることは注目される。

ここで残された問題は、地方財政調整制度としての地方交付税制度である。それは地方団体の税収入と財政需要とを見積り、収入不足のものにその程度に応じて交付されるが、その割合は交付金総額を国税三税(所得税、法人税、酒税)収入額の一定割合と法定している。この方式に従えば、交付金総額は自動的にきまり、むやみに膨脹することもないが、必ずしも地方団体の実際の収入不足額と見合うとは限らない。地方財政の窮乏が激しくなるにつれて、その穴うめのために交付税率の引上げなどによる交付金増額を要求

する声が高まってくる。すなわち、三〇年度では補正予算によって臨時に一六〇億円の交付金が追加され、さらに三一年度にはこれまでに二二%であった交付税率が二五%に引上げられた。

テクスト末尾の要約では、連邦が州に補助金を与え、州がその地方団体に援助を与える傾向の増大することを示唆している。わが国地方財政の場合も、それに対する国の財政権はますます強大になる傾向が現われる。そのため国と府県と市町村との間の事務の配分を根本的に再検討し、財源の偏在を匡正しつつ、地方財政の財政的基礎を強化しなければならないことが指摘されている。

三、わが国の貨幣・金融制度

(イ) 貨幣制度

わが国の現金通貨には鑄貨と紙幣があることは周知の通りである。鑄貨は現在、一円のアルミニウム貨、五円の黄銅貨、十円の青銅貨、五十円の銀貨とがあり、紙幣はわが国の唯一の券銀行である日本銀行の銀行券である。銀行券はこれを銀行に持って行けば、いつでも金貨と兌換できる兌換銀行券と、兌換できない不換銀行券とあるが、わが国の銀行券が後者であることは申すまでもない。現在は高低の国が不換銀行券を使用している。

これ等の現金通貨は法律によりその流通が保証されている。この為法貨と呼ばれる。しかし、この法貨の中には、受渡しの際その金額がいくらまでという制限のない無制限法貨と、制限法貨とがあ

る。百円、五百円、千円紙幣は無制限法貨であるが、五円は百円迄、十円は二百円迄しか強制通用力を認められていない。しかし受取る人が承認さえすれば、この制限額を超えて支払うことができる。

然るに、券銀行が紙幣を発行するのになんらかの貨幣の内容を定めねばならない。これを決定する基準を本位という。わが国では円、米国ではドルであるが、日本の法貨法によれば円の単位(即ち一円)は純金二分(七五〇ミリグラム)と規定されているが、廃止されている訳ではないが事実上停止されている。

しかし、日本銀行は紙幣を発行するのに、不換紙幣を発行しているのだから、法貨法による金の準備(兌換紙幣ならば、紙幣保有者が日本銀行に兌換を要求すれば、規準に従って金貨を支払わねばならないから必ず必要である)を必要としないからといって、無制限に発行している訳ではない。わが国がとっている制度は最高発行額制限制度である。この発行限度は大蔵大臣が決定し得る。しかし実際上は日本銀行政策委員会の意見を徴することとなっている。この制限額を超えて、日本銀行は銀行券を発行し得るが、この限外発行が十五日を超える場合には大蔵大臣の認可が必要で、しかもこの限外発行高に対し、一定の発行税を納めねばならない。税率は年三分である。更に銀行券の限外発行高に対しては同額の保証を持たねばならない。保証物件は商業手形、貸付金、国債、その他の債券・外国為替、地金銀等と定められている。

アメリカは比例準備制度をとっている。発行額に対し一定率の正貨(金貨)を準備しなければならない制度である。

(ロ) 金融制度

通貨の流通がうまく行く為に各国はそれぞれの事情により色々な金融制度をとっている。

日本では券銀行として唯一の銀行である日本銀行を中心として色々な金融機関がある。日本銀行は個人並びに企業に直接接しない。直接、個人並びに企業に接触する金融機関を三つに大別する事ができる。第一は自由主義的金融機関、第二に相互主義的金融機関、第三に政府機関である。

第一に属するものに、普通銀行、債券発行銀行、信託銀行、相互銀行(銀行勘定)、証券金融会社、保険会社がある。第二に属するものに、信用金庫、相互銀行(無尽勘定)、信用組合、労働金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合、漁業協同組合がある。第三に属する

商業銀行店数	支店数	一行当支	一人当人口(千人)
アメリカ 14,124	19,703	1.4	10.3
イギリス 22	11,685	531	2,300
日本 67	5,646	84	1,240

ものは、日本輸出入銀行、日本開発銀行、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫、国民金融公庫、住宅金融公庫、郵便貯金、簡易保険・郵便年金である。

日本の銀行制度は、アメリカの小銀行主義とイギリスの大銀行主義との二つの系列からなっている。アメリカの小銀行主義というのは大銀行が全国に多くの支店を持たせないという主義である。イギリスはいわゆる大銀行(ミッドランド、パークレイ、ロイド、ナショナルプロビンス、ウエストミンスター)がイギリスの金融の大部分を担当している。

この事を表で示すと、上の表の如くなる。